

福井県青少年愛護条例 新旧対照表
 福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳に達するまでの者をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(旅館業等を営む者の届出)</p> <p>第38条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者（風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。）<u>ならびに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者および同条第7項に規定する住宅宿泊管理業者（次条において「旅館業等を営む者」という。）</u>は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。</p> <p>(物品の販売業者等の責務)</p> <p>第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、<u>旅館業等</u>を営む者または理容業もしくは美容業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。）を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。</p> <p>(インターネットの利用に係る保護者等の責務)</p> <p>第43条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 <u>小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（民法（明治29年法律第89号）の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）</u>をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(旅館業等を営む者の届出)</p> <p>第38条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者（風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。）は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。</p> <p>(物品の販売業者等の責務)</p> <p>第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、<u>前条に規定する旅館業</u>を営む者または理容業もしくは美容業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。）を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。</p> <p>(インターネットの利用に係る保護者等の責務)</p> <p>第43条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）およびインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売または貸付けを業とする者（次項において「特定電気通信役務提供者等」という。）は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。）を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）およびインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売または貸付けを業とする者（次項において「特定電気通信役務提供者等」という。）は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。）を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>